

議 長 日程第4「議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年2月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付（広域交付）及び電子証明書提供用識別符号の発行事務等の追加に伴い、手数料を定めるため、所要の改正について提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、令和6年3月1日から新たに本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び電子証明書提供用識別符号の発行等の事務が追加となりますので、その手数料を定めるために改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、議案の3枚目、参考資料1をお開き願います。右側の現行、第2条第1号中、下線部を左側の改正案では「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改めます。

第2号の次に第3号を新設としまして、左側の改正案では、第3号、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく電子証明書提供用識別符号の発行手数料、1件につき400円。「ただし」以降は括弧が多くて分かりづらいので、括弧を読まずに説明させていただきます。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合、次の2ページをお開き願います。における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号発行に係る戸籍電子証明書の請求を行うものが同時に当該戸

籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。を加えます。

このただし書きは、マイナンバーカードによるマイナポータル等を利用する場合には手数料を徴収しない。また、戸籍電子証明の発行と同時に、同じ内容で識別符号を発行する場合は、戸籍電子証明書に識別符号を表示するので、戸籍電子証明書の手数料は徴収しますが、重複して識別符号の料金は徴収しないという規定になります。

この識別符号というのは、パスワードのようなもので、ネットを利用した申請等に利用するものでございます。例えばパスポートの申請は現在でもネットを利用して申請はできるんですけども、添付資料である戸籍謄本は別途郵送する必要がございます。この識別符号を利用することで、ネット上でその機関が戸籍を確認することができるので、提出が不要になるものでございます。

続きまして、現行第4号を第5号とします。

第6号を新設として、改正案では、第6号、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料、1件につき700円、「ただし」から次の3ページの5行目「当該発行を除く。」までを加えます。先ほどの第3号と同様に、このただし書きはマイナポータル等を利用する場合及び戸籍電子証明の発行と同時に、同じ内容の識別符号を発行する場合には識別符号の料金は徴収しないという規定になります。

現行第5号中、1つ目の下線に「の交付、」を加え、2つ目の下線部「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等の情報の内容の証明書」を加え、同号を7号とします。

現行6号中、下線部に「又は同法120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容を表示したものを閲覧する事務」を加え、「書類」を削り、同号を8号とします。

7号から5ページの28号までを2号ずつ繰り下げ、第9号から第30号といたします。

改正文の2ページをお開きください。最後の附則になります。附則、この条

例は令和6年3月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今ですね、戸籍電子証明書提供用識別符号についての説明を頂きました。パスワードのようなものということですが。まず1点目としてですね、この符号のですね、媒体はどういった形で、書面でですね、提供されるものなのか、どういった形で提供をされるものなのか。また、これをですね、利用できる一例としまして、パスポート取得という説明がありましたが、ほかにはですね、どのようなものが住民の生活にとってですね、便利になるということの部分でですね、どういったものがあるのか。その2点をお伺いをいたします。

町 民 課 長 現在はですね、パスポートということになってはいますが、そのほかに例えば出生届とか…出生届じゃない、婚姻届とかそういうときにも、本籍地じゃない場合にはそれを提出しなければいけないんですけども、それ自体は連携しているので、市町村が確認できるということで、特に符号は発行しないんです。今のところはちょっとパスワードが必要になるというのは、パスポートだけができる業務と認識しております。

媒体…一応ですね、窓口はその識別符号を取りに来られた場合には、紙で番号がついたものを発行するという形になります。例えば、それが戸籍と一緒に取るのであれば、戸籍が普通に載っているところに番号が別途載せられるという形なんですけれども、2月に改修を行うので、ちょっとまだ出来上がったものを見てないんですよ。2月に改修してテストを行うという形になっているので、3月から施行ということでちょっと、どのような表示になるか分かりませんが、紙に表示されるという形になります。

9 番 井 上 紙でのですね、提供になるということで理解をさせていただきました。

あと1点ですね、パスワード、識別符号ですか、それはそのシステムが…システムといいますか、交付される側でそれを決めるのか、それとも個人がですね、識別符号の提供を申請をした個人がですね、そのパスワードのようなものを決めるのか、その点について再度お伺いをいたします。

町 民 課 長 マイナンバーカードのパスワードみたいに個人が決めるのではなくて、その
識別符号をくださいと窓口に来たときに、こちらがランダムに多分番号は設定
されるんだと思うんですけど、機械上で番号を割り振ります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですが、質疑がほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません
か。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論省略し、採決を行います。議案第1号松田町手数料
徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の
方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。